# 【論 文】

# ヨーロッパ人権条約3条にてらした刑事施設内の処遇環境

河合正雄

#### 1. 問題設定

受刑者も基本的人権の享有主体であり、受刑者処遇の主要目的の1つである円滑な社会復帰の実現に資する処遇環境の提供が求められる。そのための重要な概念が、自由刑の内容は文字通り身体の拘束に尽きるとする自由刑純化論<sup>1</sup> や、受刑者の生活条件を外部社会に近づけ、可能な限り一般市民と同等水準の権利・自由を保障することで円滑な社会復帰の実現を目指す行刑の社会化論<sup>2</sup>である。受刑者に対する現実の処遇内容が、外部社会の生活環境<sup>3</sup> や国際人権水準<sup>4</sup>と比較し、受刑者の権利・自由の制約根拠となる収容目的として一般にあげられる「拘禁の確保」、「規律秩序の維持」および「社会復帰」にてらして、許容されうる程度を超えた権利・自由の制約が及んでいないかを厳密に検討する必要がある<sup>5</sup>。

被収容者に提供することが求められる権利保障水準は、憲法98条2項から一定の参照が求められる国際人権法の発展・展開に伴い、変容している<sup>6</sup>。日本の刑事施設の処遇環境は、ヨーロッパ人権裁判所に係属され、本稿で検討する主として旧ソ連・東中欧諸国の刑事施設と比較すれば、全体としては劣悪さの程度は低い。しかし、国際人権法規範にてらすと、日本型行刑の特質の一つである詳細にわたる行動制限<sup>7</sup>や昼夜間独居拘禁など、処遇上の問題が存在する。本稿は、居室の被収容

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 福田雅章「国際人権基準からみた受刑者の権利」同『日本の社会文化構造と人権―"仕組まれた自由"のなかでの安楽死・死刑・受刑者・少年法・オウム・子ども問題』(明石書店、2002年)所収189-199頁。ただし、川出 敏裕「講座刑事政策の新動向第1回 自由刑」法教451号(2018年)86頁。

<sup>2</sup> 福田・前掲1、199-212頁。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 劣等原則 (principle of less eligibility) につき、大谷彬矩「「行刑の社会化」論の再検討—代替概念としての「同化原則」の可能性」法政研究84巻2号 (2017年) 284-290頁。

<sup>4</sup> 国連人権機関や諸条約・文書の意義につき、皆川誠「刑事施設における被拘禁者の国際人権保障」早稲田大学 社会安全政策研究所紀要7号(2015年)95頁以下、今井直「国際人権法と日本の行刑」 菊田幸一・海渡雄一編 『刑務所改革 刑務所システム再構築への指針』(日本評論社、2007年)15-22頁。

<sup>5</sup> なお、芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』(有斐閣、1994年) 273頁。円滑な社会復帰を実現するためには外部社会の協力や刑事施設内外の連携が不可欠となるが、本稿では社会復帰の前提となる処遇環境に焦点をあてる。

<sup>6</sup> 国際人権法の国内実施につき、申惠丰『国際人権法 国際基準のダイナミズムと国内法との協調 (第2版)』(信山社、2016年) 439-533頁。

<sup>7</sup> 森久智江「「再犯防止」と「自由刑の単一化」」犯罪と刑罰27号 (2018年) 37-38頁、日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著『刑務所のいま 受刑者の処遇と更生』(ぎょうせい、2011年) 34-46頁、宮本弘典・新村繁文「刑務所/日常生活 塀の中のコモン・センス 非日常の支配する閉ざされた社会」刑事立法研究会編『入門・監獄改革』(日本評論社、1996年) (宮本執筆部分) 29-34頁。

者1人あたりの床面積や衛生状態、昼夜間独居拘禁などをめぐる「拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」を禁じたヨーロッパ人権条約(以下、単に「条約」とする。)3条に関するヨーロッパ人権裁判所判例法理の考察に加え、同裁判所が条約3条違反の有無を判断する際に一定の頻度で参照するヨーロッパ拷問等防止委員会(以下、単に「CPT」とする。)の諸文書を参照し、適正な処遇水準のあり方を検討する。

## 2. ストラスブールにおける受刑者の処遇環境の一般原則

# (1) 2006年ヨーロッパ刑務所規則

ヨーロッパ評議会閣僚委員会は、ヨーロッパの刑事政策理論の発展・展開をふまえ、1987年ヨーロッパ刑務所規則を大幅に改正した2006年ヨーロッパ刑務所規則(European Prison Rules 2006)<sup>8</sup> を採択している。ヨーロッパ刑務所規則とその注釈に法的拘束力はないものの、これらは犯罪者処遇における最低保障水準を示しており、ヨーロッパ人権裁判所判決やCPT、各国にも一定の影響を与えている<sup>9</sup>。ヨーロッパ刑務所規則のうち本稿に関連する主要な条項の概要は、次の通りである。まず、基本原則と行刑の目的として、被収容者は人権を尊重した処遇を受け(1条)、適法にはく奪されていないあらゆる権利を保持し(2条)、権利制約は最小限かつ比例原則を満たす必要があり(3条)、財政事情を理由とした人権を侵害する処遇は許容されないこと(4条)、行刑の社会化(5条)、社会復帰処遇(6条・102条1項)、自由刑純化(102条2項)を規定する。現実の受刑者の社会的地位や処遇環境をふまえると、とりわけ4条を基本原則に掲げた点は重要である。

被収容者の生活空間、特に夜間に収容する居室は、人間の尊厳に合致し、可能な限りプライバシーを尊重し、とりわけ最低床面積・気積・照明・暖房・換気を考慮して健康や衛生を確保し(18条1項)、これらの点や過剰収容を防ぐための最低限の措置を国内法で規定しなければならない(18条3・4項)。収容は夜間独居を原則とし、共同室収容が適している場合<sup>10</sup>も可能な限り本人に選択の機会を付与しなければならない(18条5-7項)。被収容者には衛生的でプライバシーが尊重される居室や設備が提供され、可能であれば毎日、最低でも週2回の入浴又はシャワーを認め(19条1-4項)、個別の寝台と清潔さを保つのに十分な頻度で交換される寝具が提供されなければならない(21条)。被収容者は、適切な人間的・社会的関係を保つのに必要なだけの時間を居室外で過ご

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Recommendation Rec (2006) 2 of the Committee of Ministers to Member States on the European Prison Rules. 全文の邦訳として、吉田敏雄「欧州刑事施設規則(1)・(2・完)—2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号」北海学園大学学園論集135号 (2008年) 98頁以下、136号 (2008年) 119頁以下。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> See, Dirk van Zyl Smit and Sonja Snacken, Principles of European Prison Law and Policy: Penology and Human Rights, (Oxford, 2009) at 371-376. なお、ヨーロッパ人権裁判所のPinto de Albuquerque 裁判官は、ヨーロッパ及び世界規模で行刑ソフトローのハードロー化が見られ、ヨーロッパ刑務所規則はハードロー化したソフトローの模範型であると指摘する(Muršić v Croatia, Application 7334/13, 20 October 2016 (GC), partly dissenting opinion of Pinto de Albuquerque J., paras, 2 and 39.)。

<sup>10</sup> van Zyl Smit and Snacken, *supra* note 9, at 136-137.は、「適している(preferable)」を狭く解釈すべきであるとする。

すことが許容され(25条2項)、1日1時間以上戸外運動の機会を付与し、悪天候の場合は代替措置 を講じなければならない(27条1・2項)。

個々の被収容者に対する保安措置は拘禁確保のための必要最小限度にとどめ、その程度は定期的に検証しなければならない(51条1・5項)。特別の高度の保安措置は例外的事例にのみ許容され、正確に手続を遵守し、措置、期間及びその対象となる根拠を国内法で規定しなければならない。(53条1-3項)。検身は同性の職員のみ行うことが許容され、刑務職員は体腔内を検査してはならず、性器は医師のみが検査できる(54条5-7項)とする。

## (2) CPT基準や一般的報告

ヨーロッパ拷問等防止条約は、全ヨーロッパ評議会加盟国が締約し、同条約前文が示すように、条約3条の実効的保障と密接な関係がある。1989年に発効したヨーロッパ拷問等防止条約の実施機関であるCPTは、「自由を奪われた者の拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの保護を強化するために、それらの者の取扱いを審査する」ことを目的とし(ヨーロッパ拷問等防止条約1条)、施設内の処遇環境に関する基準や年次一般報告書、個別訪問報告書を出している。これらには法的拘束力こそないものの、ヨーロッパの権利保障水準の発展に一定の影響を与えている<sup>11</sup>。

処遇環境に関する基準に関してCPTは、居室の広さについて、最低床面積の確保は被収容者の尊厳の尊重と本質的に関連しており、最低でも単独室は通常1-2mのトイレ空間に加えて6m、共同室は完全な仕切りのあるトイレ空間に加えて被収容者1人あたり4mの広さ、壁と壁の間を2m、床と天井の間を2.5m確保すべきである。これは最低基準であり、とりわけ新たに刑事施設を設けるときは、これよりも広くすることが望ましいとする12。

またCPT は、昼夜間独居拘禁に付す場合は、比例性(proportionate)、適法性(lawful)、説明責任(accountable)、必要性(necessary)及び非差別性(non-discriminatory)の遵守を求めている。すなわち第1に、権利制限は被収容者が惹起する又はするであろう実際又は潜在的な害悪に関連していなければならず、昼夜間独居拘禁が長期化するほど強い理由が必要になる(比例性)。第2に、昼夜間独居拘禁に付す各々の類型を法律で規定し、これらは合理的なものでなければならない(適法性)。第3に、昼夜間独居拘禁に付した全決定と、同措置中の刑務職員とのすべてのやりとりに関する記録を保管すべきである(説明責任)。第4に、外部交通権や書籍などへのアクセスを一律に剥奪してはならず、個別の事情に応じて柔軟に緩和すべきである(必要性)。第5に、当局は昼夜間独居拘禁が特定の被収容者に対して比例性に反して用いられていないかを監視すべきである(非差

<sup>11</sup> CPTの性質につき、Jim Murdoch, *The Treatment of Prisoners: European Standards*, (Council of Europe, 2006) at 38-51. 里見佳香「ヨーロッパ拷問等防止委員会の活動―拘禁施設への国際査察、基準設定」法時83巻3号(2011年)54-57頁。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> CPT, 'Living Space per Prisoner in Prison Establishments: CPT Standards', CPT/Inf (2015) 44, paras.5, 9-11 and 15-18.

別性)<sup>13</sup>とする。CPTは、昼夜間独居拘禁を、裁判所の決定によるもの、懲罰、他害予防・規律秩序維持を目的とするもの及び被収容者の要求による本人の保護を目的とするものに4分類する。このうち他害予防・規律秩序維持を目的とする昼夜間独居拘禁はしばしば不定期となるため、24時間を超える場合は、早期に同措置を中止する観点からあらゆる要素を審査し、被収容者に独立機関への不服申立権を認め、被収容者は書面で理由を示した決定を受け取り、同措置から少なくとも1か月後、その後は少なくとも3か月毎に被収容者の改善の評価などを求めている。被収容者の要求による本人の保護を目的とした独居拘禁は、本人を保護する他の手段がない場合にのみ認められ、まずは他の施設への移送を含めあらゆる代替策を試みるべきであるとする。この場合も、決定に対する完全な説明や上級機関に対する不服申立の機会、定期的な審査が必要であるとする<sup>14</sup>。

さらにCPT は、裸体検査を正当な保安上の必要性がないにもかかわらず定期的に行うことは非人道的かつ品位を傷つける処遇にあたり $^{15}$ 、男女共に異性の職員から見えない場所で行うべきとする $^{16}$ 。

CPT基準を下回る処遇水準は、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」(ヨーロッパ拷問等防止条約1条)に認定される根拠となりうる<sup>17</sup>。CPTの判断には法的拘束力がないものの、CPTは、「人が公の当局によって自由を奪われている場所」を定期的に訪問するほか「状況により必要と思われるその他の訪問」ができる(同条約7条1項・2条)<sup>18</sup>。CPTは、締約国に通知すればいつでも施設に無制限に立入り、被拘禁者と内密に面談し、締約国の当局に意見を通報することができる(同条約8条1項、2項c号、3項、5項)。また、CPTは、訪問後に報告書を作成し、必要な勧告を含む報告を締約国に送付しなければならず、締約国が勧告にてらした改善協力をしない場合は、CPTの3分の2の多数で、当該問題に関する公式声明を出すことができる(同条約10条)。ヨーロッパ人権裁判所は、個別の事件の諸般の事情を考慮する必要性からCPT基準を機械的には適用しないものの<sup>19</sup>、CPTの報告書を好意的に参照し、事実認定に援用している<sup>20</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> CPT, '21th General Report of the CPT', CPT/Inf (2011) 28, para.55.

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Ibid., paras.56-57.

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> CPT, 'Netherlands Visit 1997', CPT/Inf (98) 15, paras.65 and 67-70.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> CPT, '10th General Report on the CPT's Activities', CPT/Inf (2000) 13, para.23.

<sup>17 「</sup>拷問」等の用法に関するヨーロッパ人権裁判所とCPTの異同につき、里見佳香「欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開—欧州拷問等防止委員会の実行から(1)・(2)・(3・完)」国際公共政策研究9巻1号(2004年)130-137頁、9巻2号(2005年)311-320頁、10巻1号(2005年)225-232頁。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 2017年中には、定期的訪問を10回105日間、アドホックな訪問を8回57日間行っている(CPT, '27th General Report of the CPT', CPT/Inf (2018) 4, paras.1-12 and Appendix 7)。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Trepashkin v Russia, Application 36898/03, 19 July 2007, para.92 and Muršić, *supra* note 9, para.112. *See also*, David Harris, Michael O'Boyle, Ed Bates and Carla Buckley (eds.), *Harris, O'Boyle and Warbrick:* Law of the European Convention on Human Rights, (4th ed., Oxford, 2018) at 263.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> See, Jim Murdoch, 'The Impact of the Council of Europe's "Torture Committee" and the Evolution of Standard-Setting in Relation to Places of Detention', [2006] 2 EHRLR 159, at 163–168.

#### (3) 条約3条の一般的判例法理

条約3条のうち、刑事施設被収容者の処遇環境に関連するヨーロッパ人権裁判所の一般的な判例 法理を確認する。第1に、条約3条違反を認定するためには虐待に「最低限の過酷さ(a minimum level of severity)」が伴うことを要し、処遇の性質と文脈、その執行の方法・期間・心身への影響、一定の状況下では被害者の性別・年齢・健康状態など、諸般の事情を考慮した上で決するとしており、個々の事案で条約3条違反を認定する場面では相対性を有している<sup>21</sup>。第2に、刑罰や処遇が「非人道的又は品位を傷つける」と認定するには、苦痛や屈辱が正当な刑罰や処遇に付随する苦痛や屈辱を上回る必要がある<sup>22</sup>。第3に、条約3条違反の認定は累積的(cumulative)に判断する<sup>23</sup>。

他方で第1に、条約3条は保護範囲に含まれれば絶対的な保障が及び、緊急時の逸脱は禁じられ (条約15条2項)、締約国に評価の余地(margin of appreciation)は認められない<sup>24</sup>。第2に、身体的 損傷又は強度の心身への苦痛がなくても、人間の尊厳を害したり、道徳的・肉体的抵抗を破壊しう る恐怖、苦悶又は劣等感を惹起させる処遇は、「品位を傷つける取扱い」となりうる<sup>25</sup>。第3に、拷問 等は被害者の行動に関わらず絶対的に禁じられ<sup>26</sup>、加害者の虐待等の意図は考慮要素になるものの、 意図の欠如は条約3条違反の認定を妨げない<sup>27</sup>。第4に、財源の欠如は条約3条に反する劣悪な状況 を正当化できず<sup>28</sup>、締約国は財政事情に関わらず被収容者の尊厳を尊重できる行刑制度を設ける義 務がある<sup>29</sup>。

# 3. 刑事施設の処遇環境に関するヨーロッパ人権裁判所判例法理

次に、刑事施設内の処遇環境をめぐって条約3条違反が争われた主要判例から、ストラスブール 判例法理上求められる処遇水準を考察する。論点が重複する事件もあるものの、便宜上、居室の処 遇環境に関して被収容者1人あたりの床面積((1)①)と衛生環境((1)②)、集団処遇が困難とされ る被収容者などに対する昼夜間独居拘禁((2)①)と裸体検査・常時監視((2)②)に区分する。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Soering v UK, Application 14038/88, 7 July 1989 (PC), para.100 and V v UK, Application 24888/94, 16 December 1999 (GC), para.70.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> V, supra note 21, para.71 and Kudła v Poland, Application 30210/96, 26 October 2000 (GC), para.92.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Kalashnikov v Russia, Application 47095/99, 15 July 2002, para.95 and Ananyev and others v Russia, Applications 42525/07 and 60800/08, 10 January 2012, para.142.

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Ireland v UK, Application 5310/71, 18 January 1978 (PC), para.163 and Tyrer v UK, Application 5856/72, 25 April 1978, para.30.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Ananyev, *supra* note 23, para.140 and Muršić, *supra* note 9, para.98.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Chahal v UK, Application 22414/93, 15 November 1996 (GC), para.79 and Labita v Italy, Application 26772/95, 6 April 2000 (GC), para.119.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> V, supra note 21, para.71 and Peers v Greece, Application 28524/95, 19 April 2001, para.74.

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> Aliev v Ukraine, Application 41220/98, 29 April 2003, para.151, Poltoratskiy v Ukraine, Application 38812/97, 29 April 2003, para.148.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Varga and others v Hungary, Applications 14097/12 *et al.*, 10 March 2015, para.103 and Muršić, *supra* note 9, para.100.

#### (1) 居室の処遇環境

①被収容者1人あたりの床面積の確保

ヨーロッパ人権裁判所は、相対的に長い時間生活することが想定される居室の処遇環境の条約3条違反の有無を判断する重要な指標として、被収容者1人あたりの床面積の広さに着目し、共同室では、1人あたりの床面積が3㎡を下回る場合に条約3条違反とする基準を示している。

2002年7月のKalashnikov v Russia事件では、申立人が約4年10か月間、1日1-2時間の戸外運 動を除いて1人あたりの床面積が0.9-1.9㎡の共同室に未決収容された点が争われ、ヨーロッパ人権 裁判所は次の判断を示した。3人で8時間毎のベッドの共用を強いられたことにより就寝中も騒音 や常時灯で重度の身体的・心理的負担を強いられ、換気も不適切で、害虫の蔓延防止措置がとられ ず、皮膚病や慢性の感染症に罹患した。トイレには仕切りがなく、他の収容者の面前で用を足すこ とを強いられ、申立人は神経循環性失調や慢性胃十二指腸炎、真菌症などに疾患した。このような 環境下に約4年10か月もの間収容することは、重大な精神上の苦痛を与え人間の尊厳を貶めており、 全員一致で「品位を傷つける取扱い」に該当するとした30。2005年11月のKhudoyorov v Russia判決 は、4年3か月強にわたり1日1時間の戸外運動を除いて1人あたりの床面積が3㎡未満の共同室で ベッドの共用を強いられた点について、非常に狭い個人空間で生活し、就寝し、用を足すことを強 いられた事実自体が、拘禁に付随する水準を上回る苦痛や苦難と、屈辱的かつ品位を低下させるに 足りる苦悶や劣等感を生じさせるのに十分であると認定した<sup>31</sup>。2009年10月のOrchowski v Poland 判決は、先例から1人あたりの床面積が3㎡を下回る場合にはそれ自体で条約3条違反となり、1人 あたりの床面積が3-4㎡の事案では、換気や照明又は日常生活における基本的なプライバシーの欠 如と相まって条約3条違反が認定されるとした<sup>32</sup>。2012年1月のAnanyev and others v Russia判決 は、条約3条違反の有無の判断にあたっては、個々の被収容者が居室で個別の寝床を持ち、最低3 mの床面積を確保され、かつ居室内で家具の間を自由に移動できる空間が確保されることの3要素 を考慮する必要があり、いずれかが欠如すれば「品位を傷つける取扱い」に達する「強い推定(a strong presumption)」が働くとした<sup>33</sup>。

2016年10月のMuršić v Croatia事件大法廷判決は、次の一般規範を示した<sup>34</sup>。条約3条からは被収容者1名あたりに求められる特定の床面積の広さは導かれないものの、それが極端に狭い場合は、

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> Kalashnikov, *supra* note 23, paras.96-103. そのほか、全員一致で条約5条3項と6条1項違反を認定した(paras.116-121 and 129-135)。同判決の詳細と意義につき、戸波江二「30 被拘禁者の処遇 劣悪な拘禁状況と非人道的または品位を傷つける取扱い―カラシニコフ判決」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、2008年)209頁以下。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> Khudoyorov v Russia, Application 6847/02, 8 November 2005, paras.105 and 107. 条約違反を認定した点が多岐に及ぶものの、条約3条については、施設と裁判所間の移送時に関しても、全員一致で違反を認定した(paras.117-120)。

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> Orchowski v Poland, Application 17885/04, 22 October 2009, para.122.

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> Ananyev, *supra* note 23, para.148. 加えて、全員一致で条約13条違反も認定した(paras.100-106, 109-112 and 114-119)。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> Muršić, *supra* note 9.

条約3条上の「品位を傷つける」 拘禁にあたるかを判断する上で重要な重みをもつ (paras.103-104)。被収容者1名あたりの床面積が3㎡未満の共同室における出発点は、条約3条違反の強い推定である (para.126)。Ananyev判決以降の判例にてらすと、そのような場合に条約3条違反が否定されるのは、1人あたりの床面積が短期間かつわずかに3㎡を下回るにとどまり、十分な居室外に移動する自由と適切な居室外でのレクリエーションがあり、かつ適切な設備が整い劣悪な処遇環境にない場合である。これらの挙証責任は被告政府にある (paras.130, 132, 134-135 and 138)。1人あたりの床面積が3-4㎡の共同室では、物理的な処遇環境、とりわけ戸外運動、自然光や空気、換気、温度、プライバシーが保てるトイレ及び基本的な衛生環境の保持が不適切な場合に、条約3条違反が認定される (para.139)。1人あたりの床面積が4㎡を超える共同室では、上述の物理的な処遇環境の状況が条約3条違反を判断する上で考慮事由となる (para.140)。その上で本件では、申立人が収容された約1年5か月間のうち、1人あたりの床面積が3㎡未満の共同室に収容された期間は条約3条違反の強い推定が働き (paras.17, 146-148)、その期間が断続的に50日間にとどまっても、27日間連続して2.62㎡の広さで収容された時期については短期間かつわずかに3㎡を下回る状況とはいえず、全員一致で「品位を傷つける取扱い」に達する (paras.149-150, 152-153 and 172) とした。

## ②衛生環境

ヨーロッパ人権裁判所は、居室の1人あたりの床面積に加えて、換気や暖房、トイレの有無、入 浴頻度などの物理的な処遇環境を条約3条違反認定の考慮要素に加味し、衛生状態に着目した条約 3条違反認定も行っている。

2004年7月のIlaşcu and others v Moldova and Russia事件大法廷判決は、Ilaşcuへの約8年間にわたる昼夜間独居拘禁、時事報道へのアクセス・信書発受・弁護士との接触・定期的な家族面会の禁止に加えて、厳冬期にも暖房がなく、自然光・換気が欠如した単独室で処遇し、シャワーをしばしば数か月に一度しか認めなかったことなどが「拷問」に該当するとして、16対1でロシア政府に対する条約3条違反を認定した<sup>35</sup>。2005年11月のKhudoyorov v Russia判決(前述)は、共同室が1人あたりの床面積が3㎡を下回っていた点などに加えて、トイレが水洗式ではなく、拘禁から約2年10か月間は共同室の窓が金属のシャッターで覆われ、新鮮な空気と自然光が遮断されていたこともふまえ、全員一致で条約3条違反を認定した<sup>36</sup>。2006年3月のMelnik v Ukraine判決は、申立人が20日間にわたって1日1時間の戸外運動を除いて1人あたりの床面積が1-1.5㎡の共同室に収容され、

<sup>35</sup> Ilaşcu and others v Moldova and Russia, Application 48787/99, 8 July 2004 (GC), paras.438, 440 and 442. 1992年6月に4名の親ルーマニアの政治家が沿ドニエストル共和国政府にテロ容疑で拘束され、翌年12月に沿ドニエストル最高裁が、4名に死刑等、重労働12年等、重労働15年等及び自由刑15年等を宣告した。同日中にモルドバ大統領が有罪判決の違法性を宣言し、翌年2月にモルドバ最高裁が有罪判決を破棄し、4名の釈放を命じた(paras.188-192, 215-220 and 222-223)。同様に、Ivanţocへの昼夜間独居拘禁、新聞閲覧・弁護士との接触の禁止、暖房・自然光・換気の欠如も「拷問」に該当するとして、モルドバ政府とロシア政府にそれぞれ11対6と16対1で条約3条違反を認定した (paras.444-445, 447 and 449)。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Khudoyorov, *supra* note 31, paras.108–109.

その後5か月半強収容された共同室は施錠こそされていなかったものの、1人あたりの床面積が2-2.5㎡の状態で、シャワーと寝具・衣服の洗濯が週1回に制限された点が健康を悪化させたとして、全員一致で「品位を傷つける取扱い」に達したとした<sup>37</sup>。また、2009年10月のOrchowski v Poland判決(前述)は、申立人が約6年間の大半を1日1時間の戸外運動を除いて1人あたりの床面積が3㎡未満の共同室に収容され、シャワーが週1回、寝具交換が隔週、下着交換が通常週1回であったことなども考慮事由に含め、全員一致で条約3条違反を認定した<sup>38</sup>。

さらに、2012年1月のAnanyev and others v Russia 判決(前述)は以下の判断を示した<sup>39</sup>。条約3条 違反の有無を判断する際には、個々の被収容者が居室で個別の寝床を持ち、最低3㎡の床面積を確保され、居室内で自由に移動できる空間が確保されるという3要素に加えて、とりわけ戸外運動、自然光や換気、暖房、プライバシーが確保されたトイレ及び基礎的な衛生設備の存在などの物理的環境も考慮される(paras.148-149)。適切かつ衛生的な衛生設備へのアクセスは、被収容者の個人の尊厳を維持する上で最も重要である。衛生さと清潔さは、他の被収容者と共同生活するにあたって必要不可欠であるのみならず、健康維持の必要条件である。「真に人道的な環境は、トイレへのアクセスや身体を清潔に保つ可能性なしには不可能である」(para.156)。1日1時間の戸外運動を除いて、Ananyevは約2か月間1人あたりの床面積が1.25㎡未満、Bashirovは約3年間1人あたりの床面積が2㎡未満の共同室に収容された点に加えて、食卓と便器が1-1.5㎡しか離れていなかった時期があったこと、シャワーが7-10日に一度しか使用できなかったことなどを考慮事由に入れ、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に該当するとした(paras. 131-135, 162 and 164-166)。

申立人が2010年11月以降18㎡の居室に1-2名で収容された期間についても、2014年3月のGorbulya v Russia判決は、衛生環境に着目して条約3条違反を認定した。適切な衛生設備を欠くことは、とりわけ長期間かつ近い将来改善見込みがない場合は、それ自体が条約3条に違反する。申立人が、居室内に水道がなく他の被収容者の前でバケツに用を足すことを強いられた点、運動場が周囲を壁に囲まれ天井は鉄条網で覆われ、最大18㎡・最小7㎡であり、実質的な運動の機会がほとんど保障されなかった点、窓が小さく金属の枠で縦横に覆われ自然光と空気へのアクセスが制限された点、入浴が週1回に限られ身体を適切に洗う機会を奪われたことなどの累積的効果から、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に達するとした40。

#### 3 検討

居室内の処遇環境の条約3条適合性をめぐるヨーロッパ人権裁判所判例法理を考察する。

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Melnik v Ukraine, Application 72286/01, 28 March 2006, paras.102-103, 107-109 and 111-112. 加えて、条約 13条違反を全員一致で認定した (paras.115-116)。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Orchowski, *supra* note 32, paras.130-135.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Ananyev, *supra* note 23.

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Gorbulya v Russia, Application 31535/09, 6 March 2014, paras.92 and 94-98. 後述する点の他に、条約13条違反を全員一致で認めるなどした (paras.55-58)。

第1に、被収容者1人あたりの床面積の広さを主要な指標とし、1人あたりの床面積が3㎡を下回る共同室に収容する場合に条約3条違反の強い推定が働くとする。適切な生活空間の確保は、受刑者が適切な処遇を受けるための必須条件である<sup>41</sup>。また、被収容者に提供する生活空間の程度は、各締約国の被収容者の尊重程度を示すより簡易かつ客観的な指標となる<sup>42</sup>。床面積の広さは客観的な判断がより容易であり<sup>43</sup>、他の物理的環境に関する事実認定が困難な場合であっても条約違反認定を行うことを可能にしている<sup>44</sup>。

第2に、被収容者1人あたりの床面積の広さによる判断の形式性を補う形で他の物理的環境も考 慮した累積的判断を行い、衛生環境に着目した条約3条違反認定を可能としている。この点に関し て、Muršić判決のPinto de Albuquerque裁判官部分反対意見は、「累積的アプローチ」は、共同室 の1人あたりの床面積が3㎡を下回る場合に条約違反認定を回避する余地を認めるなど条約3条違 反の射程を狭める方向で用いれば同条の絶対性を弱めることにつながり、施設当局に客観的な限界 のない「すべりやすい坂道 (slippery slope)」を下らせる誘因になるとして、多数意見を批判する<sup>45</sup>。 確かに、累積的アプローチには明確な基準がないことから、その時々の政治状況に応じて、1人あ たりの床面積が狭い場合にも条約3条違反認定を回避する方向で用いられる可能性がある。 実際に、 Muršić 判決多数意見は次の判断を示した。申立人が3㎡未満で収容された期間のうち27日間の連 続収容以外の期間については、1日2時間の戸外活動に加えて3時間は施設内を自由に移動でき、 ジム・バスケットコート・卓球台等のリクリエーション設備があり、テレビが視聴でき、図書館か ら本を借り、定期的に医師の検査を受け、居室内で自然光や新鮮な空気に触れることができ、施設 も定期的に修繕されていた点等を認定して、条約3条違反を否定した<sup>46</sup>。加えて、近年のストラス ブールには、とりわけ社会的に非難の対象となりやすい受刑者の権利・自由により親和的な判断を 後退させる傾向が見られる<sup>47</sup>。受刑者訴訟における 「累積的アプローチ」 の採用が、ヨーロッパ人権 裁判所が条約3条違反の認定に政治的に微妙な判断を迫られる場合に、各国の世情を斟酌する誘因 になることは否定できない。条約3条の射程の後退を避けるためには、同条違反の強い推定が覆さ

<sup>41</sup> Muršić, *supra* note 9, partly dissenting opinion of Pinto de Albuquerque J., para.44.

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> See, CPT, supra note 12, para.5.

<sup>43</sup> もっとも Kalashnikov 事件では、申立人とロシア政府間で共同室の広さが争われた(Kalashnikov, *supra* note 23. para.97.)。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> van Zyl Smit and Snacken, *supra* note 9, at 134.

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> Muršić, *supra* note 9, partly dissenting opinion of Pinto de Albuquerque J., paras.51-53 and 57.

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> Muršić, *supra* note 9, paras.161-162, 166-167 and 170-171(10対7)。1人あたりの床面積が3.38-3.56㎡の共同室に収容された期間についても、同様の理由で条約3条違反を否定した(13対4、paras.176-177)。

<sup>47</sup> 例えば、3年以上の刑期の受刑者の選挙権を剥奪し、5年以上の者は原則として終身剥奪するイタリア法の条約第1議定書3条違反を認定した2011年1月18日のScoppola v Italy (No.3) 事件小法廷判決を覆した翌年5月22日の大法廷判決(Application 126/05)(河合正雄「受刑者の選挙権から見たヨーロッパ人権裁判所とイギリス」 倉持孝司・松井幸夫・元山健編著『憲法の「現代化」―ウェストミンスター型憲法の変動』(敬文堂、2016年)377-378頁)や、イギリスの絶対的無期刑を条約3条違反とした2013年7月9日のVinter and others v UK判決(Applications 66069/09, 130/10 and 3896/10 (GC))を覆した2015年2月3日と2017年1月17日のHutchinson v UK事件小法廷・大法廷判決(Application 57592/08)(河合正雄「絶対的無期刑は非人道的な刑罰か―ヨーロッパ人権条約3条の視点から」工藤達朗ほか編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開 下巻』(信山社、2017年)226-229、232-235頁)。

れるのは居室の施錠時間が短く衛生環境が整っているなど、特段の事情がある場合に限定する必要がある。

第3に、被収容者1人あたりの床面積の広さが条約3条に違反する程度には至らない事案であっても、衛生環境に改善可能性のない場合に条約3条違反を認めている。とりわけGorbulya判決が、他の被収容者との関係性の観点からも適切な衛生環境の保障を求めたAnannev判決に言及した上で、週1回の入浴制限は身体を適切に洗う機会の拒絶を意味する旨を判決文に明示した点は<sup>48</sup>、行刑の社会化の理念や、円滑な就業や人間関係の維持など社会復帰処遇の視点からも大きな意義がある。

#### (2) 集団処遇が困難とされる被収容者などに対する処遇

#### ①昼夜間独居拘禁

刑事施設は、何らかの理由で集団処遇が困難であると判断した被収容者などに対して昼夜間独居拘禁<sup>49</sup>を行うことがある。施設内の規律秩序維持や被収容者の保護を目的としたものであっても、同措置は通常の処遇と比べて行動が制限され被収容者に事実上の不利益が及ぶことが多いために、 実質的な懲罰や制裁として機能するおそれがある。

2004年7月のIlaşcu and others v Moldova and Russia事件大法廷判決(前述)は、保安、規律又は保護を理由とした他の被収容者との接触の禁止それ自体は「非人道的な取扱い又は刑罰」には至らないものの、完全な社会的隔離と結合した全面的な感覚遮断(complete sensory isolation)は人格を破壊し、保安確保などの必要性によって正当化できない「非人道的な取扱い」に該当するとした<sup>50</sup>。2005年5月のÖcalan v Turkey事件大法廷判決も、同様の基準を示した<sup>51</sup>。2005年7月のRohde v Denmark判決は、約8㎡の単独室に収容され、テレビと新聞へのアクセスや戸外運動が認められ、理学療法士と32回、医師と27回、看護師と43回接触し、母親も概ね毎週1時間面会していたこと等から4対3で条約3条違反を否定したものの、11か月14日間の昼夜間独居拘禁に付したことが精神衛生上の懸念を生じさせうるとした<sup>52</sup>。2006年7月のRamirez Sanchez v France事件大法廷判決は、恣意的な隔離を避けるために、長期の昼夜間独居拘禁を継続する場合は実質的な根拠が必要となり、長期に及ぶにつれて詳細かつやむにやまれぬ (detailed and compelling) ものである必要性が高まる。「刑務所の中の刑務所(a form of "imprisonment within the prison")」のような措置は、

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Gorbulya, *supra* note 40, para.96.

<sup>49 2015</sup>年国連被拘禁者処遇最低基準規則(マンデラ・ルールズ)44条は、1日22時間以上の有意な人間との接触がない拘禁を昼夜間独居拘禁(solitary confinement)と定義づける。1955年国連被拘禁者処遇最低基準規則と2015年改訂の意義につき、寺中誠「マンデラ・ルールズは刑事改革の旗印となるか―国際基準としての被拘禁者最低基準規則」本庄武・武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』(日本評論社、2017年)214-222、230-231頁。

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> Ilaşcu, *supra* note 35, para.432.

<sup>51</sup> Öcalan v Turkey, Application 46221/99, 12 May 2005 (GC), para.191. 争点が多岐に及ぶものの、刑事施設内の処遇については、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に達しないとした (paras.192-196)。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> Rohde v Denmark, Application 69332/01, 21 July 2005, paras.97-98.

例外的かつあらゆる警告の後にのみ行使され、その適合性を確保するために定期的な心身の観察が行われるべきである。昼夜間独居拘禁を無期限に付してはならず、被収容者は長期に及ぶ同措置に対する独立した司法当局による審査を求めることができるべきであるとした<sup>53</sup>。2014年3月のGorbulya v Russia判決(前述)は、昼夜間独居拘禁は刑事施設内で科されうる最も重い措置の1つであるため、当局は、同措置に付す前に被収容者のあらゆる関連要素を評価する義務がある。その上で、申立人は未決拘禁期間中に何年間も他の被収容者と交流し粗暴事件を起こしていないにも関わらず、専ら無期刑判決が下ったという理由で約22か月間昼夜間独居拘禁に付した点が、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に達するとした<sup>54</sup>。

マンデラ・ルールズ44条の定義に含まれない1日21-22時間の昼夜間独居拘禁に対しても、2014年7月のHarakchiev and Tolumov v Bulgaria判決は、危険性が見られないにもかかわらずそれぞれ約12年と14年間継続した点について、戸外運動の機会が限定され運動場も非常に狭かったほか、特に居室内にトイレがなく実際にはバケツで用を足さざるを得なかった点を重視して、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に該当するとした<sup>55</sup>。

さらに、性的指向を理由とした昼夜間独居拘禁について、2012年10月のX v Turkey判決は、懲罰又は性犯罪の嫌疑による被収容者を対象とした7㎡の居室に8か月18日間、ベッドとトイレはあるものの洗面台のない居室に昼夜間独居拘禁に付され、戸外運動が認められず、概ね月1回の弁護士の面会と審理への出廷を除いて居室内に拘束された同性愛者に対して、他の被収容者からの虐待のおそれがあったことは完全には否定できないものの、他の被収容者との接触を全面的に絶つことは正当化できないとして、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に達するとした<sup>56</sup>。

#### ②裸体検査、常時監視

ヨーロッパ人権裁判所は、裸体検査について、一定の場合に条約3条違反を認定する可能性を認めている。

2001年7月のValašinas v Lithuania 判決は、裸体検査は保安確保や無秩序・犯罪防止のために必要な場合も適切な方法で行わなければならず、(男性の) 裸体検査を女性職員の面前で行い、男性職

<sup>53</sup> Ramirez Sanchez v France, Application 59450/00, 4 July 2006 (GC), paras.139 and 145. ただし本件では、昼 夜間独居拘禁が約8年2か月に及んだものの、フランス法の規定通り3か月毎に同措置の必要性審査を行い、医師が定期的に診察を行い、当局は同措置を2回解いたほか、政府が仲間のテロリストである被収容者との接触や逃走準備を懸念したことも考慮する必要があったとして、「最低限の過酷さ」には達しないとした(12対5、paras. 136-137, 140, 147 and 149-150)。他方で、条約13条違反を全員一致で認定した(paras.164-166)。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> Gorbulya, *supra* note 40, paras.75-76 and 80-81.

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> Harakchiev and Tolumov v Bulgaria, Applications 15018/11 and 61199/12, 8 July 2014, paras.203-204, 206-208 and 211-214. 本判決の絶対的無期刑の条約3条適合性に関する判断につき、河合・前掲47、230頁。

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> X v Turkey, Application 24626/09, 9 October 2012, paras.32, 36, 38, 42 and 45. 加えて、虐待からの保護ではなく性的指向を主たる理由として昼夜間独居拘禁に付したとして、条約3条と関連した14条違反を認定した(6対1、paras.50, 52 and 56-58)。

員が素手で男性器に触れたことが、全員一致で「品位を傷つける取扱い」に達するとした<sup>57</sup>。2003年2月のLorsé and others v the Netherlands判決は、具体的な保安上の必要性がないにも関わらず、毎週の居室検査時に肛門内を含む裸体検査を6年を超えて継続した点が、屈辱的かつ品位を低下させるに足りる苦悶や劣等感を生じさせたとして、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に達するとした<sup>58</sup>。同日の Van der Ven v the Netherlands判決も、全員一致でほぼ同一の判断を下した<sup>59</sup>。2007年6月の Frérot v France判決は、申立人に対して、面会室を出入りする毎に口を開け舌を動かし、必要な場合は肛門内を検査するために屈伸し咳をすることを含む裸体検査を機械的に2年強にわたって義務づけた点が、全員一致で「品位を傷つける取扱い」に達するとした<sup>60</sup>。2011年6月の Csüllög v Hungary判決は、保安上の必要性が示されないにも関わらず、居室外に出る際に毎回手錠をかけ、毎日体腔内検査を行った点について、「受刑者のような非難を受けやすい個人に適用される恣意的で制限的な措置は、必然的に従属、全面的依存、無気力、結果として屈辱感の一因となる」として、施設側が実質的な理由を示すことなく昼夜間独居拘禁に付したこととの累積的効果から、全員一致で「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」に該当するとした<sup>61</sup>。

一度の裸体検査に対しても、2001年11月のIwańczuk v Poland判決は、次の判断を示した。刑事施設内の投票所で議会選挙への投票を求めた未決拘禁者が、非暴力犯罪の嫌疑で拘束され拘禁中も平穏な行動をとっていたため必要性がないにも関わらず、裸体検査を求められ、下着姿になったところ、4人の刑務官が嘲笑し侮辱の言葉を投げつけた。申立人は全裸になることを拒んだため、投票できなかった。嘲笑しつつ裸体検査を行おうとしたことが、6対1で「品位を傷つける取扱い」に達するとした $^{62}$ 。

ヨーロッパ人権裁判所はまた、裸体検査に加えて常時監視を、条約違反を認定する際の重要な考慮事由に入れている。2012年4月のHorych v Poland判決は、次の判断を示した<sup>63</sup>。監視カメラ (CCTV) による常時監視自体は条約3条に適合しないとはいえないものの、約7年9か月に及ぶ継続的、機械的かつ無差別な常時監視は保安維持のために必要ではなく、条約3条に適合しない (paras.94-95)。申立人は2004年7月以降昼夜間独居拘禁され、他の被収容者と完全に隔離されてい

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> Valašinas v Lithuania, Application 44558/98, 24 July 2001, paras.26 and 117-118. 処遇環境については、全員一致で「最低限の過酷さ」を満たさないとした (paras.103-113)。

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Lorsé and others v the Netherlands, Application 52750/99, 4 February 2003, paras.37, 70 and 73-74. その他の点については、全員一致で条約3・8・13条違反を否定した (paras.77, 83-86 and 92-96)。

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> Van der Ven v the Netherlands, Application 50901/99, 4 February 2003, paras.31, 58 and 61-63. 他方で、全員一致で条約8条違反を否定した (paras.69-72)。

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> Frérot v France, Application 70204/01, 12 June 2007, paras.12, 40-41, 44 and 46-48.

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> Csüllög v Hungary, Application 30042/08, 7 June 2011, paras.9 and 33-38 また、条約3条と関連した条約13 条違反を全員一致で認定した (paras.48-50)。

<sup>62</sup> Iwańczuk v Poland, Application 25196/94, 15 November 2001, paras.15, 54, 56-60. その他、全員一致で条約5条3項・6条1項違反を認定した (paras.67-70, 76-79)。

<sup>63</sup> Horych v Poland, Application 13621/08, 17 April 2012. その他、外部交通の制約について、全員一致で条約8 条違反を認定した (paras.128-132)。

る。適切な心身への刺激のない昼夜間独居拘禁は、長期的には精神的機能と社会的能力の悪化をもたらす可能性がある。申立人に対する同措置の期間と運動や他者との接触が非常に限定されていたことを考慮すると、長期にわたる同措置によって申立人に著しい苦痛を惹起したことは明白である(paras.96 and 98)。申立人の精神状態は、日常的な裸体検査でさらに悪化した。肛門内を含む裸体検査は、具体的な保安上の必要性や申立人の行動を理由とせずに日常的に実施され、居室内での行動は、トイレを含めて監視カメラで常時監視されていた(paras.99-100)。裸体検査は、施設内の保安を確保し無秩序や犯罪を防ぐために時には必要となりうるが、申立人に対する意図的、干渉的かつ非常に羞恥心を抱かせる方法での毎日の検査は、保安確保のために必要ではない。約7年9か月間の毎日の裸体検査は、ほぼ全面的な社会的隔離とも相まって、人間の尊厳を貶め、条約3条に違反する(全員一致、paras.101 and 103)とした。Horych判決と同日に下されたPiechowicz v Poland判決も、具体的な保安上の必要性がないまま、約2年9か月間に及ぶCCTVによるトイレも含む常時監視と、拘置所内外の移動時の手足への特別な拘束衣(joint shackles)の着用、居室の入退出毎の裸体検査と肛門検査のための屈伸の強要を行ったことの累積的効果から、全員一致で条約3条違反を認定した<sup>64</sup>。

#### ③検討

昼夜間独居拘禁や裸体検査等に関するヨーロッパ人権裁判所判例法理を考察する。

第1に、昼夜間独居拘禁を継続する際の比例原則の視点の採用である。比例原則自体は、同措置が是認される期間の上限を具体的には提示しない。しかし、同措置が長期化するほど継続を正当化する水準を高める視点の採用は、とりわけ、後述する一定の権限を有する司法ないし独立機関による厳密なチェックが働くことで、本来の昼夜間独居拘禁の要件を満たさないにも関わらず事実上の懲罰や制裁として同措置を漫然と継続するなど、具体的な根拠や合理性に乏しい場合にある程度強い歯止めにつながるものと思われる。

第2に、第1の点と関連して、昼夜間独居拘禁の継続期間を条約3条違反の考慮事由に入れる点である。昼夜間独居拘禁に必要性・合理性が認められる場合も、長期にわたるほど心身の健康と社会適応能力を悪化させ<sup>65</sup>、社会復帰にも影響を与える可能性があるため、同措置の継続には慎重な姿勢が求められる。共同室の被収容者1人あたりの床面積の広さに関する判例法理と同様に、条約3条から昼夜間独居拘禁に付すことのできる期間の上限を導き、上限を超える場合は条約違反となる強い推定を働かせる判例法理が形成できれば、人権保障の実効性がより高まるものと思われる。

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> Piechowicz v Poland, Application 20071/07, 17 April 2012, paras.166, 175-176 and 178. 外部交通の制約などの点について、全員一致で条約5条3項・5条4項・8条違反を認定した(paras.192-197, 204, 213-215, 218, 220-222, 233-240)。

<sup>65</sup> 鴨下守孝『全訂2版 新行刑法要論』(東京法令出版、2009年)332頁。*See also*, Peter Scharff Smith, 'The Effects of Solitary Confinement on Prison Inmates: A Brief History and Review of the Literature', (2006) 34 Crime & Justice 441, at 488-497.

第3に、昼夜間独居拘禁に対する司法ないし独立機関による審査の可能性である。昼夜間独居拘禁は、施設内の緊密かつ特有の人間関係を背景として規律秩序維持や本人を保護する必要性などから行われる点で<sup>66</sup>、施設長の専門的・技術的な知見に基づく裁量に委ねられる側面が強い<sup>67</sup>。他方で、昼夜間独居拘禁は、行動が制限され被収容者に事実上の不利益が及ぶことが多い点で、事実上の懲罰や制裁として機能するおそれがある。昼夜間独居拘禁が所定日数以上に及ぶなど一定の場合に、司法ないし独立機関による審査可能性を保障する判例法理が形成され、具体的基準が示されることが期待される。

第4に、裸体検査や常時監視に対しても、条約3条違反の可能性を認める点である。ヨーロッパ人権裁判所は、日常化し長期に及ぶ場合に加えて、これら単独では条約3条違反に至らないとしても、昼夜間独居拘禁に付随して日常的に長期間実施したことの累積的効果から条約3条違反を導いている。とりわけ、裸体検査が許容される場合があることを前提としつつも、被収容者に強い屈辱感を与える性質から、条約3条を根拠として歯止めをかけた点は重要な意義がある。

#### 4. 日本への視座

本稿で検討したヨーロッパ人権裁判所判例法理やCPT基準等にてらすと、次の点が指摘できる。

#### (1) 被収容者1人あたりの床面積と衛生環境

#### ①被収容者1人あたりの床面積

日本の受刑者数は、2017年末時点で47,331名、収容率66.9%であり<sup>68</sup>、過剰収容問題は全体としては解消している。また、日本の刑事施設の居室には、2000年代の過剰収容期においても個別の寝具が提供され、トイレと水道・洗面台自体は備え付けられている。他方で、以下の点が指摘できる。

第1に、Ananyev判決をふまえると、立ち歩きや横臥、壁にもたれかかることの禁止など、居室内での姿勢や行動を制限する遵守事項や指示(刑事収容施設法74条)を定め、とりわけ実際に違反者に懲罰を科す場合<sup>69</sup>は、居室内での自由な移動を事実上禁じることに等しいため、厳格さの緩和が求められる。

第2に、ヨーロッパ人権裁判所判例法理上条約3条違反には至らない水準であっても、居室に関する 2015年のCPT 基準にてらすと $^{70}$ 、共同室は1人あたり4㎡を下回らない広さの確保が求められる。また、 夜間独居原則(ヨーロッパ刑務所規則18条5項)にてらし、とりわけ刑事施設を増改築する際には、居 室はトイレと洗面所の空間に加えて6㎡以上の床面積を確保し、壁と壁の間を2m以上確保した単独室 を原則とすることが求められる $^{71}$ 。

<sup>66</sup> 林眞琴・北村篤・名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法(第3版)』(有斐閣、2017年)330-331頁。

<sup>67</sup> 鴨下·前掲65、332-333頁、Tim Owen and Alison MacDonald (eds.), Livingstone, Owen, and MacDonald on Prison Law, (5th ed., 2015, Oxford) at 437-438.

<sup>68</sup> 法務省『平成30年版犯罪白書』(2019年) 2-4-1-2図。

<sup>69</sup> 例えば、広島高判2000年5月24日訟月47巻10号2988頁。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> CPT, *supra* note 12, paras.9-11.

<sup>71</sup>日本の平均的な単独室・共同室につき、日弁連刑事拘禁制度改革実現本部・前掲7、46-48頁。

#### ②衛生環境

憲法25条や行刑の社会化理念に加えて、条約3条に関する一般的判例法理からすると、財政事情を理由とすることなく、拘禁の確保や規律秩序を維持する上で許容されうる程度を超えた権利・自由の制約が及んでいないかを厳密に検討する必要がある。Ananyev判決やGorbulya判決の趣旨にてらすと、以下の点が指摘できる。

第1に、自然光の確保に加えて、暖房の整備や暖房を入れる期間・時間帯の長期化が求められる。 また、日本の気候を考慮すれば、通気性の確保に加えて、少なくとも南東北以南の施設の居室内へ の冷房の整備も検討する必要がある<sup>72</sup>。

第2に、適切な衛生環境を保持することの重要性からすれば、とりわけ毎日の入浴機会の付与が難しい場合は、少なくとも居室内での拭身の制限を定めず、水道水と清潔なタオルの常時使用を認めることが望ましい。

第3に、健康確保の観点からすると、戸外運動を平日の30分間にとどめる運用は改善が求められる。「現実問題として不可能である」<sup>73</sup>とされているが、平日30分以上の運動時間の確保を規定した刑事収容施設法57条と刑事施設規則24条は最低保障であることに留意し、1日1時間の運動時間の確保を求めた行刑改革会議の提言<sup>74</sup>から15年が経過していることからしても、原則1日1時間以上の戸外運動の機会を保障したマンデラ・ルールズ23条1項(やヨーロッパ刑務所規則27条1・2項)に基づいた運用が求められる。また、昼夜間独居拘禁に付された被収容者は心身の健康確保の必要性が通常の被収容者以上に大きいため、戸外運動時に単独運動場を用いざるを得ない場合も、青空を見渡すことができる構造とするなどできる限り拘禁感や閉塞感を小さくする工夫が求められる<sup>75</sup>。

# (2) 集団処遇が困難とされる被収容者に対する処遇

## ①昼夜間独居拘禁

刑事収容施設法は、特定の被収容者を他の被収容者から隔離する処遇<sup>76</sup>として、閉居罰<sup>77</sup>と反則 行為調査のための隔離<sup>78</sup>のほかに、隔離、制限区分第4種への指定及び保護室への収容を規定す

<sup>72 2017</sup>年の国連人権理事会第3回普遍的・定期的審査では、日本政府に対してスウェーデンが冷暖房に関する処遇改善を、カナダが「冬の気温に耐えるための適切な措置」を求めた(「UPR第3回日本政府審査・結果文書」(外務省仮訳)A/HRC/37/15、2018年1月4日、パラグラフ161.112、161.114)。齋藤行博「普遍的・定期的レビュー(UPR)第三回日本政府審査について」刑政2018年8月号32頁以下。*See also*, Mandić and Jović v Slovenia, Applications 5774/10 and 5985/10, 20 October 2011, paras. 78-80 and Štrucl and others v Slovenia, Applications 5903/10, 6003/10 and 6544/10, 20 October 2011, paras. 87-89.

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> 林ほか・前掲66、226頁。ただし、過剰収容期の2010年の初版224頁と記述が同一である。

 $<sup>^{74}</sup>$  行刑改革会議「行刑改革会議提言〜国民に理解され、支えられる刑務所へ」(2003年12月22日) 第4の1(8) ウ。

<sup>&</sup>lt;sup>75</sup> なお、名古屋地判2018年9月6日判例集未登載(第2の3(2)エ)。

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> 昼夜間独居拘禁に付される受刑者像として、浜井浩一『刑務所の風景 社会を見つめる刑務所モノグラフ』(日本評論社、2006年) 21-39頁。

<sup>77</sup> 上限は60日である(刑事収容施設法151条1項6号、152条)。

<sup>78</sup> 原則2週間、最長4週間隔離できる(刑事収容施設法154条4・5項)。

る<sup>79</sup>。Ramirez Sanchez 判決やGorbulya 判決の趣旨をふまえると、以下の点が指摘できる。

第1に、隔離は、心身に悪影響を及ぼすおそれのみならず、他の受刑者との接触を断たれ作業内 容が限定されることで作業報奨金額が頭打ちとなったり、集会や集団で行う矯正処遇への参加が制 限されるなど事実上の不利益も伴うため、長期化や恣意的な運用がなされにくい制度を担保する必 要がある。隔離は、「反抗的な受刑者に対する実質的な懲罰待遇 |<sup>80</sup>であることが指摘されていた監 獄法下の厳正独居拘禁での処遇方法と同義とされる<sup>81</sup>。また、「他の被収容者と接触することにより ··規律及び秩序を害するおそれがあるとき」82と「他の被収容者から危害を加えられるおそれ·・を避 けるために他に方法がないとき」という隔離の要件(刑事収容施設法76条1項)は、本質的に将来の 予測に基づいて予防的に判断される側面が大きい<sup>83</sup>。そのため、次の点の検討が考えられる。まず、 隔離期間の上限を定めることが考えられる $^{84}$ 。また、同条4項が3か月に1回以上施設の職員である 医師への意見聴取を規定するところ、昼夜間独居拘禁がもたらしうる心身への影響の重大性にかん がみて、施設から独立した医師に決定権限を付与することを検討する余地がある<sup>85</sup>。さらに不服申 立に関して、現行法上は、個別具体的な処遇の適否ではなく一般的な施設運営に関して「意見を述 べる | (同法7条2項) ことを任務とする刑事施設視察委員会への面接や書面提出 (同法9条2-4項)<sup>86</sup> と、純然たる職権調査主義が採用され、申請人に証拠調べの申立権や証拠の提出権がなく、反論書 の提出や口頭での意見陳述を想定しない矯正管区長に対する審査の申請(同法157条1項7号)<sup>87</sup>等に とどめている。しかし、昼夜間独居拘禁が長期にわたることで社会適応能力が低下し、円滑な社会 復帰の実現にも影響を与える可能性もあることからすると、一定の審査強度で審査を行いかつ決定 権限を有する独立機関の設置が考えられる88。

<sup>79</sup> 加えて、保護室収容には至らないものの大声又は騒音を発する場合等を対象とした静穏室と、精神疾患者が長期的・継続的に大声又は騒音を発する場合等を対象とした観察室への収容を通達で規定する。静穏室の収容期間は原則7日目の午後5時までとし、「特に継続の必要がある場合に」72時間ごとに更新でき、観察室の収容期限は明示されていない。(「静穏室等への収容について」平成23年3月7日付矯成1255号矯正局長通達1(1)・(3)・2(1)・(3)、「静穏室等への収容について」平成23年3月7日付矯成1256号矯正局成人矯正課長等通知3-4・7)。

<sup>80</sup> 申・前掲6、585頁。

<sup>81</sup> 林ほか・前掲66、332頁。

<sup>82</sup> 大声や騒音を発し続ける者、攻撃的言動に及ぶ傾向が顕著な者、同性愛行為に及ぶ者、逃走や秩序破壊を扇動する者などで行動に及ぶ具体的なおそれがある場合を想定している(同上、333-334頁)。

<sup>83</sup> 土井政和「「隔離収容」に関する一考察(一)」法政研究53巻2号(1987年)193頁。

<sup>&</sup>lt;sup>84</sup> See, 'CCPR General Comment No. 20: Article 7', 10 March 1992, para.6. 刑事収容施設法76条2項は当初の隔離期間を3か月とし、これを超える場合の1月ごとの更新条件を「特に継続の必要がある場合」に限定するにとどめている。

<sup>85</sup> 拷問防止委員会「委員会によって第50回会期に採択された日本の第2回定期報告に関する最終見解 (2013年5月6-31日)」(外務省仮訳) CAT/C/JPN/CO/2、2013年6月28日、パラグラフ14。

<sup>86</sup> 同委員会の制度上・運用上の限界につき、里見佳香「欧州拷問等防止委員会、英国王立刑事施設視察委員会と 日本の刑事施設視察委員会制度」人文社会科学研究所年報13号 (2015年)81-82、85-91頁。

<sup>87</sup> 林ほか・前掲66、837頁。

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> 拷問防止委員会・前掲85、パラグラフ14。この点に関して、2006年に法務省内に弁護士や研究者等からなる「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」が設けられ、法務大臣に対する再審査の申請と事実の申告(刑事収容施設法162・165条)に対して大臣が理由がないと判断するときに、同委員会のチェックを受ける仕組みを導入している(林ほか・前掲66、857頁)。

第2に、制限区分8<sup>89</sup>第4種への指定は昼夜間独居拘禁となる点で(刑事施設規則49条5項)隔離と同様の問題が生じるため、隔離と同様に長期化や恣意的な運用がなされにくい制度を設計する必要がある。制限区分第4種の指定対象者は、「犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度が著しく低い」、「正当な理由なく作業を怠るなど勤労意欲が著しく低い」、「集団処遇が困難」、「生活態度が不良な状況が継続し、又は継続する見込み」のいずれかという一定の主観的判断を要する文言で規定されており(「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について」1(4))<sup>90</sup>、継続できる期間や医師の意見聴取規定がなく、実質的には厳正独居拘禁として機能している可能性が指摘されている<sup>91</sup>。従って、制限区分のうち第4種に対してのみ、「上位の制限区分に指定を変更・できるよう働きかけを行」い、「できる限り集団処遇の機会を付与するよう努める」規定(刑事施設規則49条の2)が2011年に新設された趣旨を発展させ、制限区分第4種を指定できる期間とその上限を定めることが考えられる。また、隔離と同様に施設の職員である医師の意見聴取を規定するほか、施設から独立した医師に決定権限を付与することも検討する余地がある。さらに、法務大臣・監査官・施設長に対する苦情の申出(刑事収容施設法166-168条)にとどまる不服申立を拡充し<sup>92</sup>、少なくとも矯正管区長に対する審査の申請の対象に加える必要がある。

第3に、保護室収容は、保護室の構造上自由の制約が著しく強いため、隔離や制限区分第4種への指定以上に慎重に行う必要がある。保護室収容の要件である自傷のおそれがあるときと、制止に従わず大声や騒音を発する・他害のおそれ・設備等を損壊や汚損するおそれがあり規律秩序を維持するために「特に必要があるとき」(刑事収容施設法79条1・2項)を、できる限り抑制的に解する必要がある。また、収容期間の上限を設けることを検討する必要がある<sup>93</sup>。さらに、事前に健康診断を行うことを原則化する可能性を検討し<sup>94</sup>、「適当な換気、採光、照明、保温」等を確保する(刑事施設規則39条5号)など、懲罰的・恣意的な運用を行わないよう厳格に留意することが求められる。加えて、手錠又は拘束衣(同規則別表第一)をつけて収容せざるを得ない場合も、用便や食事の際には拘束衣を外すなどの措置が求められる。

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup>「自発性及び自律性を涵養するため、・・生活及び行動に対する制限」を、社会復帰処遇「を達成する見込みが 高まるに従い、順次緩和」する観点から指定される(刑事収容施設法88条1項)。

<sup>90</sup> 平成18年5月23日付矯成第3322号矯正局長依命通達。

<sup>91</sup> 申・前掲6、585頁、新村繁文「監獄法改正後のひとつの側面―刑事施設視察委員会の活動をめぐって」石塚伸 ーほか編著『近代刑法の現代的論点 足立昌勝先生古稀記念論文集』(社会評論社、2014年) 360-361頁。

<sup>92</sup> 日本弁護士連合会「国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか 自由を奪われた人々への非人道的な取扱いの根絶を求めて」(2013年)11頁。

<sup>&</sup>lt;sup>93</sup> 1978年1月から1984年9月にかけて2,447日間昼夜間独居拘禁に付し、うち1,145日を保護房に収容した事件がある(徳島地判1986年7月28日判時1224号110頁)。刑事収容施設法79条3項は当初の収容期間を72時間以内とし、これを超える場合の48時間ごとの更新条件を「特に継続の必要がある場合」に限定するにとどめている。

 $<sup>^{94}</sup>$  自由権規約委員会「規約第40条に基づき締約国より提出された報告の審査 自由権規約委員会の最終見解 日本」(外務省仮訳) CCPR/C/JPN/CO/5、2008年10月30日、パラグラフ21。

#### ②裸体検査、常時監視

Lorsé判決などをふまえると、裸体検査を行う場合は、犯罪傾向の進んだ受刑者を多く収容する刑事施設であっても一律又は日常的には実施せず、衆人看視の中での実施を避け、名誉感情や羞恥心を害する方法での検査は禁制品隠匿を疑うに足りる合理的な理由がある場合に限定するなど<sup>95</sup>、「真に必要かつ合理的な範囲、熊様」<sup>96</sup>にとどめる必要がある。

また、常時監視について、2018年5月の熊本地裁判決は、受刑中に職員に対する暴行により2度の実刑判決を受けるなど日常から粗暴行動が強い受刑者であっても、保護室収容中止後に、排泄時も含めた監視が可能なカメラ付き単独室に217日間連続収容したことについて、「法令上、カメラによる居室内の監視を制限する規定がないことに照らせば、職員による巡回を補完する目的で監視カメラが設置された居室を設けることも許容され」るとしたものの、反則行為に及んだり反抗的な態度を取らなくなった後の収容継続について違法性を認めた<sup>97</sup>。常時監視によってもたらされうる強度の圧迫感をふまえると、「その必要性を十分検討」<sup>98</sup>した上で例外的に用いる必要がある。

#### 5. 終わりに: 適正な処遇環境に向けて

日本の刑事施設の処遇環境は、本稿で検討した諸事件と比較すれば、全体としては劣悪さの程度は低く、ヨーロッパ人権裁判所判例法理にてらして直ちに条約3条違反の疑義が持たれるものは多くはない。しかし例えば、居室の処遇環境に関して、日本型行刑特有の一挙手一投足にわたる行動制限とも相まって、被収容者1人あたりの床面積と居室内の行動制限のあり方を検討する余地がある。また、昼夜間独居拘禁が「刑務所の中の刑務所」99としての性質を有する点に留意し、上述した点を検討する前提として、まずは隔離、制限区分第4種への指定、保護室及び静穏室への収容人数と平均収容期間の一覧を矯正統計年報等で明示し、運用の透明化をはかることが求められる。さらに、身体検査についても、工場と居室を往来する毎に裸体検査を日常的に実施するなど、過剰に個人の尊厳を害しかねない運用をとらないことが求められる。

受刑者処遇水準は、受刑者のおかれた法的・社会的地位や刑事施設の特殊性からして、一国内の その時々の世情や財政事情、施設長の裁量によって左右される側面が大きい。一定の処遇水準を確 保するために、より多層的に形成・発展する国際人権法を継続的に参照する意義は大きいものと思 われる。

謝辞:本研究は、JSPS科研費JP16K16981の助成を受けたものです。

<sup>95</sup> 鴨下・前掲65、358頁。

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> 東京高判1993年7月21日判時1470号71頁 (理由六1)。「取調独居拘禁に付された際に・脱衣をさせて・両足を広 げ両手を前方について前屈みの姿勢をし、人の最も羞恥心を持つ肛門部を他人に見せることを強制されるこ とが、羞恥心、名誉感情を著しく傷つけられる」ため、「画一的に実施するのは相当でない」とする (理由六3)。

<sup>97</sup> 熊本地判2018年5月23日判タ1455号103頁(第3の2(6)ア(ア))。

<sup>98</sup> 同上(第3の2(6)ア(イ))。

<sup>&</sup>lt;sup>99</sup> Ramirez Sanchez, *supra* note 53, para.139.